

TD サービス約款

株式会社 SHIFT (以下、「当社」といいます。)、当社又は/当社の関係会社が有するソフトウェア製品である TD (以下、「本ソフトウェア」といいます。)) の使用权を購入された法人、団体のみなさま (以下、「契約者」といいます。)) に対し、当社が定めたこの TD サービス約款 (以下、「本約款」といいます。)) に基づき、TD を使用した TD サービス (以下、「本サービス」といいます。)) を提供致します。契約者は、本サービスを申し込んだ時点で、本約款の条項が適用されることに承諾したものとします。

1. 定義

- (1) 「本契約」とは、当社と本約款に同意の上本サービスにお申込みいただいた契約者との間で成立する本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (2) 「サービスライセンス」とは、本約款に従い本ソフトウェアを使用した Cloud サービスを受ける権利をいいます。
- (3) 「登録ユーザー」とは、本ソフトウェアを使用するユーザーとして、本ソフトウェアに登録されたユーザーをいいます。
 - ① 契約者は、購入したライセンス区分に応じて利用できる本ソフトウェアの範囲内で登録ユーザーを登録することができます。
 - ② 契約者は、契約者の役員、従業員及びその他の使用人 (以下、合わせて「構成員」といいます。)) の方のみを、システム管理者として登録することができます。(契約者による資本参加率が 5 0 % を超過する子会社および関連会社の構成員の方についてはシステム管理者とすることができます。))
 - ③ 本ソフトウェアの運用・管理を委託する目的に限り、当該委託先の構成員を例外的にシステム管理者に含めることができます。ただし、契約者はこの委託先の構成員から使用に對する一切の対価 (金銭的対価、物品的対価、権利的対価を含むが、これらに限られない) を受け取ることはできません。
- (4) 「無償登録ユーザー」とは、本ソフトウェアを閲覧するユーザーとして、本ソフトウェアに登録されたユーザーをいいます。
 - ① 契約者は、登録ユーザーと別途、閲覧権限のみを付与した無償登録ユーザーを登録することができます。
 - ② 契約者は、契約者の役員、従業員及びその他の使用人 (以下、合わせて「構成員」といいます。)) の方のみを、無償登録ユーザーとして登録することができます。

2. 目的

- (1) 本約款は、当社が契約者に本サービスを提供する際に必要な条件を定めるものです。なお、当社は、契約者の事前の了承を得ることなく本約款を変更することがあり、契約者はその改訂の通知後に契約者が異議を述べずに本サービスを利用することにより、その改訂を承諾したものとみなされます。この変更は当社の WEB サイトに掲載することまたはその他当社が提供する手段により契約者に通知します。
- (2) 当社は本約款に基づき、契約者に対して本サービスを提供します。

3. 使用範囲

当社は、契約者に対し、以下の各号の定めに従い、契約者が登録した登録ユーザーおよび無償登録ユーザーに本ソフトウェアを使用させることができる権利を許諾します。なお、本ソフトウェアの一部の機能に関して、使用する際に、本サービスと異なるサービスのライセンスの購入、別途プログラムのインストール等が必要となる場合があります。

- (1) 契約者は、本ソフトウェアを複製することはできません。
- (2) 契約者は、本ソフトウェアを契約者の所有するサーバーコンピュータに移管することはできません。
- (3) 契約者は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信 (自動公衆送信、送信可能化を含む) 等を行うことは一切できません。
- (4) 契約者は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行うことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。
- (5) 契約者は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。
- (6) 契約者は、同一か否かを問わずいかなるコンピュータ上においても 1 つのサービスライセンスを並行して使用することはできません。
- (7) 契約者は、第三者に対し、本ソフトウェアの使用权を譲渡し、またはその利用を許諾することはできないものとします。

4. 知的財産権等

- (1) 本ソフトウェア (HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切)、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他の知的財産権 (以下、「本件知的財産権」といいます。)) は、当社及び当社の関連会社およびその供給者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、契約者はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならない。
- (3) 本ソフトウェアがアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。
- (4) 本約款は、契約者に対し、当社及び当社の関連会社の商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。

5. 契約期間及び区域

- (1) 本サービスは、サービス開始日 (更新日含む) より 12 ヶ月間 (TD 利用申込書において、12 か月間よりも短い利用期間を定めた場合は当該期間) は解約できないものとします。但し、契約者は、当社の指定する解約の書面を提出した時点でサービスのライセンス数で残りの契約期間を満了したときに発生する金額に相当する額を支払うことにより、本契約を解約することができるものとします。
- (2) 契約者又は当社が相手方に対し、事前の書面による解約の通知を行わない限り、本契約は自動的に同一条件でさらに 12 ヶ月更新し、その後も同様とします。
- (3) 契約者が本契約の解約を希望する場合、各月 15 日までに当社の指定する解約の書面を当社に到達させることを要し、その解約の効力は当月の末日に生じるものとします。
- (4) 本サービスの契約期間満了後、契約者は自己の責任において、当社から許諾された本ソフトウェアの使用を直ちに終了し、当社から貸与を受けた物すべてを返還することとします。
- (5) 当社は、本サービスの契約期間満了後、契約者が登録したデータを消去し、契約書から要求がある場合には、その証明書を発行します。ただし、本約款第 12 条 (1) ④に基づきデータに限り、保持できるものとします。
- (6) 本サービスの提供区域は、本約款で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

6. 利用者数の追加・削減の取扱い

- (1) 契約者がライセンスの利用期間の追加を行った場合、その効力は申込の書面に到達してから当社の 5 営業日後に生じるものとします。但し、契約者が 5 営業日後以降の日を効力発生日として希望する場合は、この限りではありません。
- (2) ライセンス数の削減は一部解約として解約に準じて取扱うものとします。

7. サービスライセンス料

- (1) サービスライセンス料はライセンス区分及びライセンス数によって決定されます。
- (2) 契約者は、TD 利用申込書に定める TD ライセンス (登録ユーザー) 数に応じてサービスライセンス料を支払うものとします。なお、利用申込書提出後に登録ユーザーを追加した場合に、別途契約者から当社に提出された発注書に記載のライセンス料を支払うものとします。
- (3) 契約者は本件サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当月分のサービスライセンス料を当社の定める方法により支払うこととします。但し、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。対価の支払方法、支払い期限等については、別に定めるところによるものとします。
- (4) 前項の規定に関わらず、将来の一定期間分のサービスライセンス料を一括して支払うことができるものとします。但し、この場合、途中解約や実際のサービス利用の有無に関わらず、当社は払い戻しを一切行わないものとします。

8. 契約者の氏名、連絡先等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所、居所、その他連絡先等 (以下、併せて「連絡先等」といいます。)) に変更が生じた場合、そのことを速やかに当社に届け出なければなりません。
- (2) 前項の届け出があった場合に、当社から要求があった場合には、契約者は、当該届け出のあった事実を証明する書類を当社に提出するものとします。
- (3) 契約者から連絡先等の変更に関する届け出があった場合は、それ以後、当社から契約者に対する連絡、通知は、変更先に対して送付または送信されるものとします。本条 (1) の届け出ない連絡先が変更された場合、当社は、変更前の連絡先等に対して通知、連絡したこと、また契約者と連絡がとれなかったことに起因して、契約者、サービスご利用者ならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

9. 免責事項

- (1) 契約者は、本約款または TD 利用申込書において当社が責任を負うことを明示的に定めた場合を除き、本サービスの利用により生じた結果について、契約者のみが責任を負うことをここに確認し、同意するものとします。
- (2) 当社は、契約者その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、または利用しなかったことにより発生した営業価値の損失、業務の停止、データの滅失、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、当社は第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。
- (3) 当社は、本ソフトウェアに含まれた機能が契約者の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に動作すること、第三者の権利を侵害していないこと、本ソフトウェアに瑕疵 (いかなるバグ、構造上の問題等を含む) が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。
- (4) 当社は本サービスにおける内容および契約者が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行わないものとします。
- (5) 当社は、本ソフトウェアの配信媒体 (ライセンスキー証明書、その他説明書等) に物理的な瑕疵がある場合、当社は交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品は当社によって選択されるものであり、交換前のもとの同一の内容であることの保証はいたしません。ただし、これらの場合、契約者は本ソフトウェアと、その購入を証するもの両方を当社に返却するものとします。当社からの一切の口頭または書面による、いかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはその他のいかなる意味においても本契約の範囲を拡大するものではありません。
- (6) 当社が何らかの損害賠償義務を契約者に対して負うことになった場合であっても、その損害賠償義務の範囲は、契約者が当社に本サービスの対価として支払った総額を限度とし、これを超える賠償責任については、契約者はこれを免除するものとします。
- (7) 契約者が、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、他の利用者または第三者に対して損害を与えた場合には、契約者は自己の責任と費用において解決し、当社には一切の責任を問わないものとします。
- (8) インターネットを含むネットワーク障害、天変地異等の不可抗力に基づいて、当社が債務を履行できないと判断する場合、当社は本サービスの提供を停止、中断することがありますが、当該不履行に基づき一切の債務につき免責されるものとします。
- (9) 本約款第 15 条「サービスの一時停止」、第 16 条「サービスの変更・一部廃止」、第 17 条「サービスの廃止」により、サービスの提供が不可能となった場合について、契約者が既に支払済みになったサービスライセンス料等については一切払い戻ししないものとします。

10. サポート

当社は、本ソフトウェアにつき、以下の内容のサポートサービスを提供することとします。尚、本サービスは予め契約者が当社に届け出た指定担当者 (2 名以下) を介して提供されるものとします。

- ① 本ソフトウェアの利用方法に関する質問への回答及び助言
- ② 本ソフトウェアの修正版に関する情報の提供
- ③ 本ソフトウェアの修正版の本サービスへの適用

11. バックアップ

本件サーバーに保有されたデータは、契約者が一切の責任を負うこととしますが、当社は不測の事態に備えて、契約者の登録したデータの複製を保管・復元をすることとします。但し、当社の故意・重過失によらないデータの複製・保管・復元が不可能となった場合、当社は一切責任を負わないものとします。

12. 利用情報等

- (1) 当社は、本件サービスの利用により本件サーバーに蓄積された契約者の情報 (以下、「利用情報等」といいます。)) につき、次の目的で利用する場合を除き、契約者の同意なくこれにアクセスせず、かつ、第三者がこれに不正にアクセスすることを防御すべく、善良なる管理者の注意義務をもってこれを保管するものとします。
 - ① 統計的なデータ (業種・工程等のテスト設計に関する標準確認項目に関する統計的なデータを含みます) として、契約者を識別できない状態に加工して利用するとき
 - ② 刑事訴訟法に基づき捜査、差押等が行われ、これに基づいて開示するとき
 - ③ 警察官、検察官、国税職員、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有するものから照会を受け、これに基づいて開示するとき
 - ④ 当社や他の利用者の権利や安全を守るために利用するとき
- (2) 本件サーバー又は本ソフトウェアの不具合により、利用情報が漏洩又は破壊され契約者が損害を被ったとしても、当社は契約者に対し、一切責任を負わないものとします。
- (3) 契約者は、本件ソフトウェア及びその情報について機密を保持するとともに、契約者の従業員、代理人等契約者の関係者にかかる機密を保持させ、本契約に別段の定めがある場合を除き、その一部をも複製して開示して第三者の利用の便に供してはならないものとします。
- (4) 契約者及び当社のいずれも、本契約により知り得た他方当事者の秘密情報を、他方当事者の事前の書面による同意なく、第三者に開示しないものとします。但し、以下の場合には、その情報は秘密情報とはみなされないとします。
 - ① 既に一般に入手可能なもの
 - ② かかる情報を知るに至った当事者の責めに帰することなく一般に入手可能となったもの
 - ③ それを受領した時点で、他方当事者に既に知られていないもの
- (5) 本条における両当事者の秘密保持義務は、本契約の終了後も効力を有するものとします。

13. 契約者の情報等の取り扱い

- (1) 当社は、当社のプライバシーポリシー (<https://www.shiftinc.jp/privacy/>) に従い契約者から提供された個人情報 (個人情報保護法第 2 条に定めるものをいいます。)) を取り扱うものとします。
- (2) 当社は、以下の場合、個人情報を第三者に開示、公開することがあります。
 - ① 本サービスにおいて、提携先が提供するサービスが含まれている際に当該サービスに関し、契約者からのお問合せ等に対して調査、回答等を要するため、契約者の個人情報を当該提携先に対して開示する場合
 - ② 契約者が、当社が提供する本サービスに加えて、提携先が提供するサービスに申込をする際、当該お申込に必要な個人情報当該提携先に対して開示する場合
- (3) 秘密保持と不正使用の禁止
 - ① 契約者は、故意、過失を問わず、また本約款終了の前後を問わず、本サービスの利用に当たり知り得た本サービスの構造・編成に関する情報、ならびにサービスライセンスに関するすべての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。
 - ② 契約者は、故意、過失を問わず、また本約款終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、ならびにライセンスキーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。また本契約書に違反したライセンスキーの不正使用はこれを一切禁止します。
 - ③ 本約款に違反したサービスライセンスの使用は一切禁じます。

14. 秘密保持と不正使用の禁止

- (1) 契約者は、故意、過失を問わず、また本約款終了の前後を問わず、本サービスの利用に当たり知り得た本サービスの構造・編成に関する情報、ならびにサービスライセンスに関するすべての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。
- (2) 契約者は、故意、過失を問わず、また本約款終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、ならびにライセンスキーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。また本契約書に違反したライセンスキーの不正使用はこれを一切禁止します。
- (3) 本約款に違反したサービスライセンスの使用は一切禁じます。

15. サービスの一時停止

- (1) 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、および緊急停止することがあります。
 - ① サービスを提供するために必要なサービスシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
 - ② 本サービスシステムに著しい負荷や障害が与えられることにより正常なサービスを提供することが困難であると判断した場合
 - ③ サービスを提供することにより、契約者あるいは第三者が著しい損害を受ける可能性を認知した場合
 - ④ 電気通信事業者または国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止および停止することにより本約款に基づき本サービスの提供を行なうことが困難になったとき
- (2) 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を停止するときは事前にその旨を契約者に通知します。但し、緊急、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (3) 当社は契約者および第三者からの緊急停止要請に関しては原則としてこれを受け付けません。
- (4) 本サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことにより契約者、および第三者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。契約者はこれを承認するものとします。

16. サービスの変更・一部廃止

当社は契約者の事前の許可なく、本ソフトウェアの機能及び本サービス内容等を変更および一部廃止することがあります。また、本サービス内容を変更する場合、当社は、契約者に対し、変更の 1 ヶ月前に当社ホームページその他当社が提供する手段により当該変更の内容について通知するものとします。契約者が本サービスの契約を更新された場合、変更後のサービス内容に同意したものとします。変更の内容を承諾できない場合は、契約を更新せず、ご利用を中止するものとします。

17. サービスの廃止

当社は都合により本約款に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、当社は契約者に対し当該廃止の日より1ヶ月以上前に当社が提供する手段によりその旨を通知するものとします。この1ヶ月の期間は、やむを得ない事情がある場合には短縮できるものとします。

18. 解除および終了

- (1) 契約者が本約款の条項および条件の1つにでも違反した場合、当社は本契約を事前の何らの催告なくして即時解除することができます。
- (2) 契約者が契約期間の途中で解除を希望される場合には、別途当社が定める方法によって、当社に通知していただくこととします。
- (3) 本契約が解除または終了となった場合、契約者は本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し当該ソフトウェアからすべてのサービスライセンス用ライセンスキーを削除しなければなりません。
- (4) 本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体本契約の解除および終了に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによつて、契約者ならびに第三者が被った損害等について、当社及び当社の関連会社当社は一切責任を負いません。
- (5) 解除理由の如何に関わらず、契約者が既にお支払済みになったサービスライセンス料等は一切払い戻ししないものとします。
- (6) サービス期間が終了した場合、本約款も同時に終了します。
- (7) 本契約が解除および終了となった場合においても、「13. 秘密保持と不正使用の禁止」については継続されるものとします。

19. 再契約

本約款が解除または終了した契約者が再度契約を望まれる場合は、新たに契約を締結するものとします。この場合、当社は過去に契約者が本サービスをご利用することによって作成、登録等されたデータの復活ないし継続利用の保証はいたしません。

20. 準拠法および準則

本約款は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。また、本約款または本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることに契約者も当社も合意するものとします。

21. 完全合意

当社と契約者との間で本約款と異なる条件につき、別途書面により締結する場合を除いて、契約者による本ソフトウェアの使用には、本約款が優先して適用されるものとします。本約款は、両当事者間の本ソフトウェアのライセンスに関する唯一の合意であり、両当事者の署名及び記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店が契約者に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容の解釈に影響をあたえるものではありません。

22. その他

本サービスのご利用に関して、本約款および TD 利用申込書に記載の条件により解決できない問題が生じた場合には、契約者と当社の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

23. 無償利用に関する特則

- (1) トライアル等の無償契約による契約者（以下、「無償契約者」といいます。）の本ソフトウェアのライセンスには、本約款第 5 条「契約期間及び区域」(1)、(2)及び第 7 条「サービスライセンス料」は適用しないものとします。
- (2) 無償契約者による本サービスの利用により無償契約者に損害が生じた場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、当社は一切賠償の責を負わないものとします。

2021 年 8 月 20 日